

田主丸中学校生活規定 (令和5年12月1日施行)

久留米市立田主丸中学校 生徒指導部

以下は、生徒総会議案の服装等の項を詳細に定めるものであり、生徒はこれを常に意識し、生活すること。

(1) 頭髪

- 髪が結べる長さになったらゴムで結ぶこと。ゴムには飾りが無いものとする。
- 染髪、脱色、パーマは禁止とする。ただし、縮毛矯正は例外とする。
- 清潔で活動しやすい髪形を基本とする。
- 髪形をつくる目的(髪を固める等)での整髪料は禁止とする。整える程度の整髪料の使用を許可する。ただし、無香料または無香性のものとする。
- 前髪が目にかかる場合はとめる。

(2) 制服

- 公私の区別を付け、流行に左右されず、制服を正しく着用すること。つまり、制服はファッションではない事を十分意識すること。
- 夏服や冬服の着用は、自分の体調等に合わせる。
- スカート丈は膝が見えない程度の長さのものを着用し、折り曲げたり切ったりしない。
- ズボンのベルトを着用する場合、色は黒・紺・茶とし、穴が多い物や飾りが多い物を禁止する。
- ブレザーの下にVネックのカーディガンまたはVネックのセーターやVネックのベスト等を着用してよい。色は白・黒・紺・グレーとする。
- 夏の制服の下には、衛生上の観点から、必ずシャツ等を着用する。その色は白・黒・紺・グレーとし、無地のものとする。(ワンポイントは可、各部活動のTシャツは不可)
- 靴下は、白・黒・紺・グレーを基本とし、ラインは3本までとする。また、ワンポイントまで認める。
- 名札を必ず付けること。
- 校内はスリッパを着用し、下足との区別をつける。また、それに落書き・イラスト等を書かない。 ※3年 緑、 2年 青、 1年 赤
- 登下校の靴は、体育で使用できるものとする。(例) スニーカー、ハイカットは禁止。

(3) 自転車

- 自転車は、体に合ったものを使用し、整備点検されたものを使用する。
- ハンドル・ブレーキを上げたり、かごを取ったり、あるいはハブステップを付けたりすること、その他自転車を不必要に改造することは禁止。
- 自転車の自転車賠償責任保険に必ず加入すること。加入していない場合は自転車通学の許可をすることができない。
- 命を守るためにヘルメットを正しく着用すること。ヘルメットは改造しない。
- 自転車およびヘルメットの改造は、その改善が認められるまで自転車の使用は認めない。
- 駐輪場では、決められたクラスの場所にはみ出さないようにきれいに止める。尚、必ず鍵をかけ、鍵は各自きちんと管理する。
- 通学は交通ルールを守る。
- 以上の事が守れない場合は、当該学年で厳重注意を行う。再度違反した場合は、1週間

自転車を学校で預かる。再々違反した場合は、生徒指導部で検討し、自転車通学の許可を取り消す場合がある。※反省の様子を見て、検討する。

- 自分の体調等に合わせて防寒具の使用を認める。防寒着（学校指定のウィンドブレーカー）は校舎内での着用を認める。
- 登下校は制服もしくは学校指定のウィンドブレーカー着用とする。ただし、放課後の部活動を実施している場合は体操服、もしくは部活動指定のジャージ等での下校を認める。

防寒具として認められるもの

- ・ 手袋(自転車に乗る場合はミトン等の指がないものは禁止)
- ・ マフラー、ネックウォーマー
- ・ ウィンドブレーカー（平日は学校指定のもののみ）
- ・ ストッキング（ベージュ）または、黒タイツ。

(4) その他

- 眉毛は、その人が持つ本来の眉毛の形を基本とする。
- 通学バッグは、学校指定の物とする。なお、荷物の量が指定のバッグでは不十分の時のみ、サブバッグの使用を認める。（ファスナー等で口が完全に締まるもの）
（例）紙袋・ボタン一つは禁止
- 通学バッグにつけるキーホルダーは1つのみとし、サブバックにつけるキーホルダーも1つとする。
- 学校に必要な物は持ってこない。持ってきた場合は、学校で預かる。また、携帯電話やスマホは、学校から保護者に返却する。
- ピアスや化粧をして登校しない。
- 制汗剤等は無香料もしくは無香性のものに限る。

※(1)～(4)に関しては、特別に配慮を要すると生徒指導部と校長が判断した時のみ、例外を認めることもある。

<学校のきまり>

- ・ 不要物を持ってこない。（お菓子、携帯電話、スマホ、プリクラ、遊び道具、マンガ雑誌等）
- ・ 時間を守る。
- ・ 挨拶、掃除をしっかりと行う。
- ・ 自転車通学のルール・マナーを守る（ヘルメットのあごひもが緩い、並列運転、斜め横断、右側通行等をしない。）

附則1 この改正は、令和5年12月1日から施行する。